

笠岡市立白石小学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月 改定

いじめに関する現状と課題

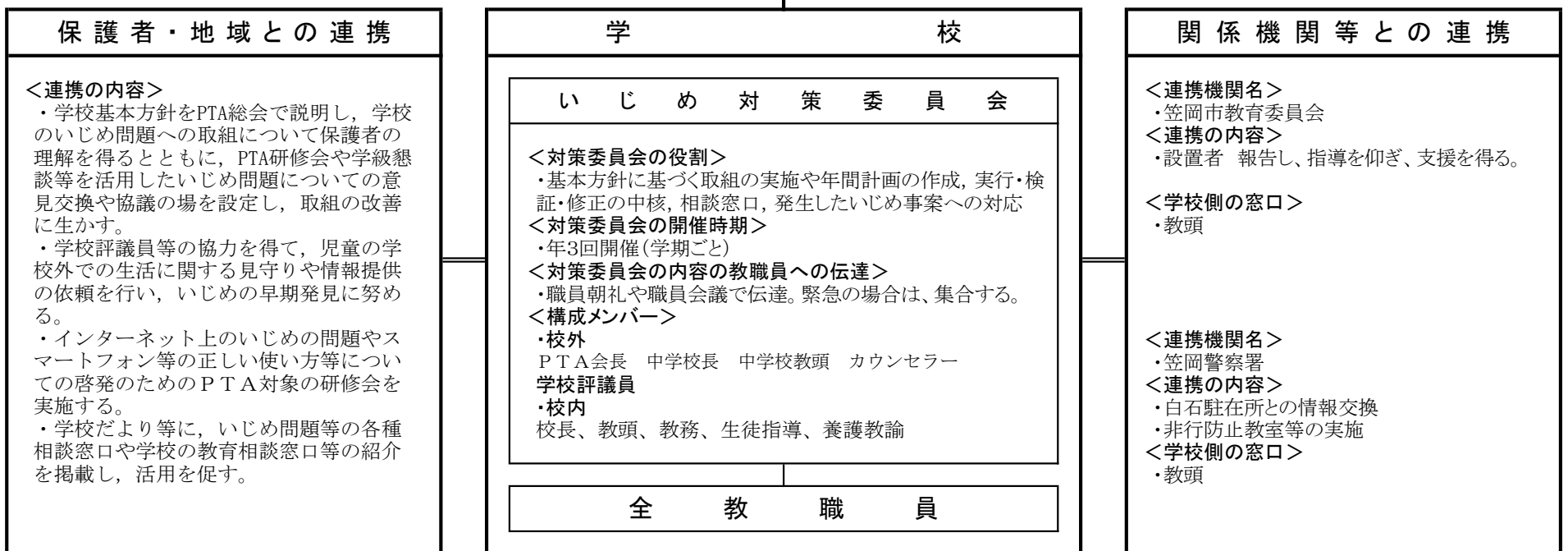
本校は、全校児童10名で、高学年を中心に全体のまとまりがよい。異学年との触れあいが多く、相手を思いやる気持ちも育っている。そのため児童間のトラブルもほとんどない。しかし、限られた人数の中での相互関係のため、円滑な関係が保てればよいが、いじめが起きた場合は、大人数の場合よりも深刻な問題となる可能性が高い。
そこで、少人数の特性を生かして児童と関わり、人間関係の変化をしっかりと把握することで、互いに認め合える人間関係を高められるように導くことで未然防止に努めなければならない。未然防止の取組を強く推進するためにも、教職員間の情報交換を密にし、教職員研修を充実させることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全教職員による取組を推進するため、全職員での情報交換、教職員研修を行い、それぞれの立場から実効ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの早期発見、児童の心の状況把握のためにアンケートを実施し、それをもとに教育相談を行う。得られた情報は教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

- ・いじめの認知能力や対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、児童間の人間関係が高まる活動を行うとともに、いじめを許さない意識の高揚を図る。



学校が実施する取組

①	<p style="text-align: center;">いじめの防止</p> <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒指導リーフ等の資料を活用して研修会を行う。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において、児童中心に、人間関係を高め、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間は行う。
②	<p style="text-align: center;">早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、すぐに教職員間で情報共有を行う。緊急性のある場合は、即時集合して伝達する。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	<p style="text-align: center;">いじめへの対処</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

<様式2>

笠岡市立白石小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学級づくり ・集団づくり ○なかよしグループの取組(通年) ○なかよし遊び(通年)		○対応手順の共通理解 ○発生事案への対処(随時)
5月				
6月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○いじめについて考える週間の取組	○実態把握アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討
7月				
8月	○職員研修 ・生徒指導リーフ			
9月	○いじめ対策委員会			
10月				
11月	○学校評議員会 ○PTA主催 講演会			
12月		○校内人権週間	○実態把握アンケート ○担任による教育相談 ○養護教諭による教育相談	○アンケート結果の検討
1月			○教育アンケート	○アンケート結果の検討
2月	○学校評議員会 ・一年間の取組の反省			
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正			